

第 11 次労働災害防止計画の概要（労働安全衛生法第 6 条に基づく計画）

1 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

- (1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進
- (2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実
- (3) 目標の設定、計画的な実施等による対策の的確な推進

2 計画の期間

本計画は、平成 20 年度を初年度とし、平成 24 年度を目標年度とする 5 か年計画とする。

3 計画の目標

- (1) 死亡者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 20%以上減少させること。
- (2) 死傷者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 15%以上減少させること。
- (3) 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

第 11 次労働災害防止計画（平成 20 年度から 5 か年間）抜粋

2 労働災害を巡る動向

(2) 現状分析及び課題

イ 労働者の健康を巡る状況等

(ウ) 化学物質等による健康障害の発生状況

化学物質による職業性疾病は、年間約 300 件と横ばいが続いている。また、一酸化炭素などによる急性中毒で死亡する事案も依然として発生している。

石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は、平成 18 年度には約 1,800 件と増加している。また、今後も石綿を使用した建築物の解体作業等の増加が予想されることから、これらの作業に従事する労働者の石綿による健康障害の発生が懸念される。

6 計画における労働災害防止対策

(6) 化学物質対策

ア 化学物質による労働災害の防止対策

(ア) 危険性又は有害性等の調査等の普及促進

MSDS等を活用した化学物質に係る「危険性又は有害性等の調査等」の普及促進を図る。このための基盤として、危険性又は有害性があるとされている物質について、海外の動向も踏まえ、計画的に化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に基づく分類を行い、モデルMSDSの作成を行うとともに、表示対象物質及び文書交付対象物質の拡大について検討し、その推進を図る。また、事例集の作成、研修の実施、モデル事業場の選定等の支援を行う。

(イ) 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等、法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図るなど、必要な措置を講ずる。

(ウ) 作業環境管理の一層の推進

作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するため、適切に作業環境測定を行い、結果の評価を行うとともに、その評価結果に基づき、事後措置を徹底することにより、作業環境管理の一層の推進を図る。

イ 化学物質管理対策

(ア) リスク評価に基づく化学物質管理の一層の推進

発がんのおそれがある物質等については有害物ばく露作業報告制度等に基づき、国においてリスク評価を行い、リスクが高いとされた化学物質等については順次規制を行うとともに、規制と自主管理の適切な組合せによる化学物質管理を一層推進する。

新規化学物質の有害性調査や、国による有害性調査の結果、動物に対する発がん性等が判明した物質については、健康障害を防止するための対策について指導を行う。

(イ) 国際動向を踏まえた化学物質管理の在り方の検討及びその推進

化学物質管理については、全世界的な課題として捉え、国際的な協調の下で進められる動きもある。

よって、化学物質管理の在り方については、2002年の持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)における長期的な化学物質管理に関する国際合意、その目標実現のための「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」、「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)」等の国際的な動向を踏まえ、官民の役割分担を含め検討を行い、対応を進める。